

神戸市小・中学校通級指導実施要綱

改正 平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 141 条の規定に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、当該児童又は生徒が在学する小学校又は中学校（以下「在学学校」という。）において通級による指導を行う場合（以下「自校通級による指導」という。）又は他の小学校、中学校又は特別支援学校（以下「他の小学校等」という。）において通級による指導を行う場合（以下「他校通級による指導」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導校の通知)

第 2 条 校長は、児童又は生徒に在学学校又は他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者を含む。）について、自校通級による指導若しくは他校通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を、在学学校の校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、教育委員会は神戸市就学支援委員会の意見を聴取するものとする。

4 教育委員会は、自校通級による指導の場合を除き、第 2 項の通知と同時に、通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第 3 条 自校通級による指導を行う場合においては、在学学校の校長は、前条第 2 項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、教育委員会に通知するものとする。

2 他校通級による指導を行う場合においては、在学学校及び通級指導校の校長は、前条第 2 項及び第 4 項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行うものとする。

3 通級指導校の校長は、第 2 項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該児童における指導内容および指導時間を、在学学校の校長に通知するものとする。

4 在学学校の校長は、第 3 項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、教育委員会に通知するものとする。

(保護者への通知)

第 4 条 教育委員会は、前条第 1 項及び第 4 項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第5条 在学校の校長は、自校通級による指導を受けている児童又は生徒について当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するとき、若しくは他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聞いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、在 school 及び通級指導校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、教育委員会は、神戸市就学支援委員会の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第6条 その他在学校又は他の小学校等において通級による指導を行う場合の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。